

掛川市条例第23号

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条—第7条、第9条、第11条、第12条、第14条、第26条—第30条関係）

種 類				離隔距離（cm）						
				入 力		上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100			
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kw以下）	—	15 注1	15	15
					内がま	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kw以下）	—	—	60	—
			浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kw以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	15	15	15	
				内がま	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kw以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	15	60	—	

	密閉式		21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	2 注1	2	2
	屋外用		21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	60	15	15	15
半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下）	—	4.5 注1	—	4.5
		内がま	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下）	—	—	—	—
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	4.5	—	4.5
		外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	4.5	—	4.5
		内がま	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	—	—	—
	密閉式		21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）	—	2 注1	—	2

			屋外用	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下）		30	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外			39kw以下	60	15	15	15			
	不燃			39kw以下	50	5	—	5			
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15			
気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kw以下	4.5	4.5	60	4.5		
温風暖房機	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kw以下	100	15	150	15	
						26kwを超え70kw以下	100	15	100	注2	15
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kw以下	100	150	150	150	
					強制排気型	26kw以下	60	10	100	10	
		密閉式	強制給排気型	26kw以下	60	10	100	10			
	不燃	半密閉式	強制対流型	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kw以下	80	5	—	5	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kw以下	80	150	—	150	
					強制排気型	26kw以下	50	5	—	5	
					密閉式	強制給排気型	26kw以下	50	5	—	5
	上記に分類されないもの				—	100	60	60	注3	60	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15	15	15	注4	
				据置型レンジ	21kw以下	100	15	15	15	注4	

	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21kw以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50	
	ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7 kw以下	40	4.5	4.5
フードを付ける場合					7 kw以下	15	4.5	4.5	4.5
半密閉式				12kwを超え42kw以下	—	15	15	15	
				12kw以下	—	4.5	4.5	4.5	
密閉式				42kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
屋外用				フードを付けない場合	42kw以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	42kw以下	15	15	15	15	
不燃			開放式	フードを付けない場合	7 kw以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	7 kw以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式		42kw以下	—	4.5	—	4.5
			密閉式		42kw以下	4.5	4.5	—	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	42kw以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	42kw以下	10	4.5	—	4.5
液体燃料			不燃以外		12kwを超え70kw以下	60	15	15	15
	12kw以下	40			4.5	15	4.5		
	不燃		12kwを超え70km以下	50	5	—	5		
			12kw以下	20	1.5	—	1.5		

	上記に分類されないもの				23kwを超える	120	45	150	45	
					23km以下	120	30	100	30	
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kw以下	30	60	100	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kw以下	60	4.5	4.5 注5	4.5
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kw以下	15	15	80	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kw以下	60	4.5	4.5 注5	4.5
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kw以下	150	100	100	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kw以下	150	15	100	15
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39km以下	120	100	—	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kw以下	120	5	—	5
	上記に分類されないもの					—	150	100	150	100
	乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kw以下	15	4.5	4.5
開放式				衣類乾燥機	5.8kw以下	15	4.5	—	4.5	
上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの		—	100	50	100	50	
			内部容積が1立方メートル未満のもの		—	50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kw以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	7 kw以下	15	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12kw以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	12kw以下	15	4.5	4.5	4.5

			半密閉式		12kw以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型		12kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型		12kw以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型		12kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用		フードを付けない場合		12kw以下	60	15	15	
				フードを付ける場合		12kw以下	15	15	15	15
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7 kw以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合		7 kw以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合		12kw以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合		12kw以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉型			12kw以下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型		12kw以下	4.5	4.5	—	4.5	
			瞬間型	調理台型		12kw以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型		12kw以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用		フードを付けない場合		12kw以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合		12kw以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外			12kw以下	40	4.5	15	4.5	
		不燃			12kw以下	20	1.5	—	1.5	
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型 調理台型		12kwを超え 42kw以下	—	15	15	15
				瞬間型 壁掛け型、据置型		12kwを超え 70kw以下	—	15	15	15
		密閉式	常圧貯蔵型		12kwを超え 42kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			調理型	調理台型		12kwを超え 70kw以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型		12kwを超え 70kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kwを超え 42kw以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合		12kwを超え 42kw以下	15	15	15	15

			瞬間型	フードを付けない場合	12kwを超え 70kw以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kwを超え 70kw以下	15	15	15	15	
	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kwを超え 42kw以下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型		12kwを超え 70kw以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型			12kwを超え 42kw以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理台型		12kwを超え 70kw以下	—	0	—	0	
			壁掛け型、据置型		12kwを超え 70kw以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kwを超え 42kw以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合		12kwを超え 42kw以下	10	4.5	—	4.5	
		瞬間型	フードを付けない場合		12kwを超え 70kw以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合		12kwを超え 70kw以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外				12kwを超え 70kw以下	60	15	15	15	
	不燃				12kwを超え 70kw以下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kw以下	100	30	100	4.5
					全周放射型	7 kw以下	100	100	100	100
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kw以下	100	4.5	4.5	注5	4.5
				強制対流型	7 kw以下	4.5	4.5	60	4.5	
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kw以下	80	15	80	4.5	
				全周放射型	7 kw以下	80	80	80	80	
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kw以下	80	4.5	4.5	注5	4.5
				強制対流型	7 kw以下	4.5	4.5	60	4.5	

	液体燃料	不燃以外	開放式		放射型	7 kw以下	100	50	100	20		
					自然対流型		7 kwを超え 12kw以下	150	100	100	100	
							7 kw以下	100	50	50	50	
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kw以下	100	15	100	15			
					7 kwを超え 12kw以下	100	150	150	150			
				温風を全周方向に吹き出すもの	7 kw以下	100	100	100	100			
			不燃	開放式		放射型	7 kw以下	80	30	—	5	
						自然対流型		7 kwを超え 12kw以下	120	100	—	100
								7 kw以下	80	30	—	30
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kw以下	80	5	—	5		
	温風を全周方向に吹き出すもの	7 kwを超え 12kw以下				80	150	—	150			
	7 kw以下	80	100	—	100							
	固体燃料		—	100	50 注6	50 注6	50 注6					
	調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式		バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8kw以下	100	15	15	15
							卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15 注4	15	15 注4
バーナーが隠ぺい				加熱部が開放	卓上型グリル	7 kw以下	100	15	15	15		
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7 kw以下	50	4.5	4.5	4.5		
					卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7 kw以下	15	4.5	4.5	4.5		

					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kw以下	30	10	10	10
					圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10	10
	不燃	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ（1口）	5.8kw以下	80	0	—	0
卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ					14kw以下	80	0	—	0	
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 kw以下	80	0	—	0
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7 kw以下	30	4.5	—	4.5
				卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7 kw以下	10	4.5	—	4.5	
				炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kw以下	15	4.5	—	4.5	
				圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外				6 kw以下	100	15	15	15
		不燃				6 kw以下	80	0	—	0
	固体燃料				—	100	30	30	30	
電気温風器	電気	不燃以外				2 kw以下	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7
		不燃				2 kw以下	0 注7	0 注7	— 注7	0 注7

電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw以下（1口当たり2kwを超え3kw以下）	100	2	2	2			
					—	20 注8	—	20 注8				
					—	10 注9	—	10 注9				
					4.8kw以下（1口当たり1kwを超え2kw以下）	100	2	2	2			
					—	15 注8	—	15 注8				
					—	10 注9	—	10 注9				
					4.8kw以下（1口当たり1kw以下）	100	2	2	2			
					—	10 注8 注9	—	10 注8 注9				
					こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw以下（1口当たり3.3kw以下）	100	2	2	2		
						—	10 注9	—	10 注9			
					不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw以下（1口当たり3kw以下）	80	0	—	0
									—	0 注8 注9	—	0 注8 注9
									80	0	—	0
									—	0 注9	—	0 注9
こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw以下（1口当たり3.3kw以下）	80	0	—					0			
	—	0 注9	—	0 注9								
電気天火	電気	不燃以外		2kw以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10				
		不燃		2kw以下	10	4.5 注10	—	4.5 注10				
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kw以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10				
		不燃	電熱装置を有するもの	2kw以下	10	4.5 注10	—	4.5 注10				

電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kw以下	100	30	100	4.5
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kw以下	100	100	100	100
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kw以下	100	4.5	4.5	4.5
	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kw以下	80	15	—	4.5	
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kw以下	80	80	—	80	
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kw以下	80	0	—	0	
電気 乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	食器乾燥器	1 kw以下	0	0	—	0
電気 乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kw以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kw以下	4.5 注11	0 注12	— 注12	0 注12
電気 温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kw以下	4.5	0	0	0
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kw以下	0	0	—	0

(注)

- 1 浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は、2センチメートルとする。
- 2 風道を使用するものにあつては、15センチメートルとする。
- 3 ダクト接続型以外の場合にあつては、100センチメートルとする。
- 4 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
- 5 熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては、60センチメートルとする。
- 6 方向性を有するものにあつては、100センチメートルとする。

- 7 温風の吹き出し方向にあつては、60センチメートルとする。
- 8 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
- 9 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
- 10 排気口面にあつては、10センチメートルとする。
- 11 前面に排気口を有する機器にあつては、0センチメートルとする。
- 12 排気口面にあつては、4.5センチメートルとする。

#### 備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。